

19土 第 8338号
平成19年12月25日

福島県建設業審議会会長 様

福島県知事

今後の県内建設業のあり方について（諮問）

福島県建設業審議会条例（平成5年福島県条例第66号）第2条の規定に基づき、下記について意見を求めます。

記

「今後の県内建設業のあり方について」

- 1 建設産業の担うべき役割
- 2 建設企業の経営強化
- 3 魅力ある建設産業の創出
- 4 行政の果たすべき役割

（理由）

建設産業は本県の基幹産業であり、本来の社会基盤整備に加えて、災害対応や雇用の受け皿として地域を支える重要な役割を担っている。今般、国・地方の基礎的財政収支の悪化に伴う公共事業の大幅な削減や、入札制度改革などにより、建設市場における競争が激化し、県内建設業が置かれている環境はさらに厳しいものとなっている。また、倒産やリストラが地域経済に及ぼす影響も今後ますます大きくなることが懸念される。

この様な中、建設産業が環境の変化に対応し、活力ある産業となるよう、県として今後の建設業のあり方を考え、新たな支援について検討する必要があることから意見を求めるものである。